

市町村風評対策構築等支援事業 仕様書

1 委託業務の名称

市町村風評対策構築等支援事業

2 業務目的

震災と原発事故以降、風評が根強く残るとともに、年月の経過に伴い風化も進行している。さらに、長期にわたる廃炉等による新たな風評が生じる懸念も払拭できない状況にある。

これらの課題に対応するため、福島県と市町村が一体となって、ふくしまの復興の現状や魅力等の正確な情報を継続的かつ強力に発信していく必要がある。

このため、風評払拭に向け地域情報発信交付金を活用して行われる市町村事業の情報発信効果がより高まるよう、市町村で多く実施されている取組について発信効果が高い手法を実証し、その結果を市町村へ還元・横展開するとともに、市町村事業の改善と新たな事業構築に繋がる研修会を実施することで、市町村の情報発信力及び発信効果の向上に寄与することを目的とする。

実証を行う事業については、インフルエンサーによる県内視察及び情報発信、市町村の既存PR動画を再活用した情報発信の2件とし、実証を通じて得られたターゲット設定、コンテンツ制作、媒体選定、広告配信、効果測定等に関する有効な手法・ノウハウについて、風評払拭・風化防止に向けた情報発信に取り組む市町村が事業の構築・改善を行う際に活用できるモデルとして整理・共有する。

3 業務内容

次に掲げる2件の実証事業及びこれらの実証を通じて得られた有効な手段・ノウハウを市町村に共有するための整理、市町村事業の改善と新たな事業構築につながる研修会に係る一切の業務を行うこと（企画・調査・調整・制作・発送等を含む。）。

【実証事業①】

福島県（風評・風化戦略室）が別途発注する「大学生等による『共感の輪』拡大事業（首都圏）業務委託」（首都圏の大学生等が県内を巡り、復興の現状や地域の魅力等を広く正確に知ってもらう視察研修）と連携し、県外への発信力を有するインフルエンサーが、大学生等と同じ視察行程を体験して現地で得た気付き等を発信する。

【実証事業②】

市町村が風評払拭等を目的に制作した既存のPR動画を再活用し、広告用の

加工・ターゲティング等を行った上で発信することで、既存コンテンツの有効活用による新たな情報発信の機会を創出する。

(1) 「大学生等による『共感の輪』拡大事業（首都圏）業務委託」と連携したインフルエンサー県内視察及び情報発信

18 歳から 30 代前半の層に影響力のあるインフルエンサーを招へいし、福島県が別途発注する「大学生等による『共感の輪』拡大事業（首都圏）業務委託」（令和 8 年 9 月下旬契約予定）において令和 8 年 12 月に開催する首都圏の大学生等による県内視察研修と同行程を体験し、地域の人々との交流等を通じて得られた気付きや思いを発信する企画を立案して実施すること。

ア インフルエンサーの選定

本業務の目的及びターゲットに適した県外のインフルエンサーを 2 組以上選定し提案すること。

選定に当たっては、単純なフォロワー数のみを評価するのではなく、以下の事項を総合的に考慮すること。

なお、起用するインフルエンサーについては、県と協議の上決定する。

- ・ 想定するターゲット層との親和性
- ・ 配信媒体における発信実績
- ・ 視聴者からのエンゲージメント
- ・ 地域、旅行、食、文化、社会課題等との親和性
- ・ 動画の企画・制作能力
- ・ 情報発信の信頼性
- ・ 福島県の復興の現状や地域の魅力発信に対する適正

イ インフルエンサーによる県内視察

- ・ インフルエンサーが首都圏の大学生等による県内視察研修に同行し、大学生等と同一の行程・訪問先を巡ることを原則とする。

なお、真にやむを得ない事情により視察研修への同行が困難な場合は、県と協議の上、別日程により同一行程・訪問先を巡ることも可とする。

- ・ 訪問先においては、インフルエンサー自らが、実際の体験（大学生等との交流も含む）を通じて福島県の復興の現状や魅力を発信できよう取材・撮影を行う。

- ・ インフルエンサーの県内視察に必要な費用については、本業務において全て見込むこと（別途発注する「大学生等による『共感の輪』拡大事業（首都圏）業務委託」においては、本業務に関する費用は一切負担しない。）。

ウ 動画コンテンツの企画、制作及び配信

- ・現地での体験を基に、インフルエンサー自身の視点・言葉による動画コンテンツ（インフルエンサー1組につき1本以上）を制作する。
- ・動画は、本事業の趣旨を十分に踏まえ、単なる観光PRにとどまらず、福島県の復興の現状や地域の人々の取組、インフルエンサー自身の気づき等により「ふくしまの今と魅力」を発信することにより、ターゲット層が福島県について学び、関心を持つきっかけとなる内容とする。
- ・動画の構成や尺、サムネイル等については、インフルエンサーの特性及びターゲット層を踏まえて最も効果的な方法を提案すること。
- ・制作した動画について、最適な配信媒体により公開し、SNSにおけるショート動画等の広告配信により動画への誘導や情報拡散を図れるよう効果的な広告プランを提案すること。
- ・動画の制作・放映に当たり、肖像権や著作権、名誉権、プライバシー等の各種権利上の必要な処理を確実に実施すること。

(2) 市町村の既存PR動画を再活用した情報発信

ア 既存PR動画の収集及び選定

市町村が過去に制作した風評払拭につながる魅力発信等を目的とした動画を対象とし、福島県及び市町村と協議の上、デジタル広告による再活用に適した動画2本程度を選定する。

イ 編集及び加工

- ・選定した既存PR動画について、デジタル広告としての視認性及び訴求力を高めるため、必要な編集・加工を行う。
- ・特に、動画上にL字型広告を追加し、動画本編の内容を損なうことなく、ターゲット層に対して市町村の情報や行動喚起につながる情報等を効果的に発信すること。
- ・動画の編集・加工に当たり、著作権や著作者人格権等の各種権利上の必要な処理を確実に実施すること。

ウ デジタル広告の配信

- ・制作した動画について、最適なデジタル広告媒体を活用して配信すること。
- 配信に当たっては、広告の目的及びターゲットを明確にした上で、ターゲティングを適切に設定すること。
- また、配信媒体、配信期間、配信地域、広告予算の配分等について、より効果的な広告プランを提案すること。

エ 広告配信の最適化

広告配信期間中は、配信実績を随時確認し、必要に応じてターゲティング、配信媒体、予算配分等を改善することで、広告効果の最大化を図ること。

(3) 効果測定・分析

本業務における情報発信及びデジタル広告について、定量的・定性的な効果測定を実施すること。

なお、それぞれの取組について、単に数値を報告するだけではなく、「どのターゲットに」「どのコンテンツを」「どの媒体で」「どのような方法で発信すると」「どのような反応が得られたか」を分析し、今後の市町村の情報発信に活用できる知見として整理すること。

(4) 市町村への成果還元・横展開

実証事業を通じて得られた知見を整理し、市町村が今後の風評払拭に向けた情報発信事業の企画・実施に活用できる情報として福島県に提出すること。

なお、次の事項を含めるものとする。

- ・インフルエンサー選定におけるポイント
- ・インフルエンサーを活用したコンテンツ制作のポイント
- ・配信媒体を活用した情報発信のポイント
- ・過去のPR動画を再活用する際のポイント
- ・L字型広告等の広告クリエイティブの効果
- ・ターゲット設定の考え方
- ・媒体選定の考え方
- ・デジタル広告の配信方法
- ・効果測定・改善方法
- ・成功事例・課題・改善策

(5) 市町村事業の改善と新たな事業構築に繋がる研修会

市町村職員を対象として、地域情報発信交付金を活用した風評払拭・風化防止に向けた情報発信事業について、地域の課題を適切に把握し、事業の目的、ターゲット、訴求内容、実施手法及び成果指標等を的確に設定して事業実施後の効果検証を踏まえた事業改善につなげるための実践的な研修会を開催する。

ア 開催日数及び開催場所等

開催日数は1日間とし、各市町村2名以内の参加を想定の上、開催場所について、郡山市内などの市町村職員の参加が容易な会場を選定して提案すること。

イ 研修会の内容、講師等

研修会の具体的な内容、実施方法、講師等の選定など、開催に当たり必要な事項について、本業務の目的を踏まえて提案すること。

(6) 独自提案

上記のほか、本業務の効果を更に高める企画があれば提案すること。

4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出すること。

(1) 契約締結後速やかに提出するもの

ア 着手届（様式1）

イ 統括責任者通知書（様式任意）

ウ 実施工程表（様式任意）

エ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

ア 完了届（様式2）

イ 成果品

ウ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

5 成果品

(1) 以下の項目を主な内容とした実績報告書 1部

ア 事業全体の概要

イ 運営体制

ウ 実施行程等委託業務の詳細

エ 効果測定・分析結果

オ 制作物一覧

カ 事業総括

キ その他、福島県が必要と認める項目

(2) 記録写真の画像データ（.jpg） 1式

(3) 収支報告書 1部

(4) 制作した広告素材（電子データ） 1式

(5) 情報発信モデル・ノウハウ整理資料（市町村共有用） 1部／電子データ1式

6 提出先

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県 企画調整部 風評・風化戦略室

7 総括責任者

本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めること。

8 事業実施に当たっての打合せ

本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で業務を実施すること。

また、福島県は本業務の実施のために必要な協力を行う。

9 その他留意事項

(1) 追加費用に対する考え方

本仕様書に定められた業務の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合でも、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。

(2) 成果品の著作権等の取り扱い

ア 本成果品の著作権は、原則として翻案権、映画化権その他の翻案権を含む（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）全ての著作権が福島県に譲渡され、期間を定めず福島県に利用許諾がなされるものとし、提案者は著作者人格権の行使をしないものとし（成果品の部分を構成する著作物（イラスト・写真等）についても原則として同様の扱いとする。）、必要に応じて協議するものとする。

イ 受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、福島県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

ウ 本成果品は、県が適当と認めたウェブサイト、イベント、各種メディア、デジタルサイネージ等での公開を行う場合があるため、第三者の有する著作権、その他の権利を侵害することのないよう、必要な処理を行うこと。

(3) 個人情報の取り扱い

本業務で個人情報及び特定個人情報を扱う場合は、流失・損失が生じないよう、その保護について十分な注意を払うこと。

(4) 秘密の保持

本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。

(5) その他

ア 業務の実施に当たっては、業務の内容及び範囲について、福島県と綿密な

打ち合わせを行い、その決定に従うこと。

- イ 受託者は、受託業務に関する事項について、福島県から報告を求められた場合には速やかに応じること。また、改善が必要な事項については、直ちにこれに応じ、その結果を報告すること。
- ウ 本仕様書に明示のない事項又は業務に疑義が生じた場合は、福島県及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。
- エ ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

様式1（仕様書4（1）関係）

着 手 届

令和 年 月 日

福 島 県 知 事 様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので
届け出ます。

- 1 業 務 名
- 記
業務
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

様式2（仕様書4（2）関係）

完了届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、届け出ます。

- 記
業務
- 1 業務名
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日